

名古屋北 法人会だより

No.

127

2013年 9月

[題字] 名古屋北税務署長 鶴岡一美



第38回

公益社団法人 名古屋北法人会通常総会開催



野田純一 会長



徳永和人 新会長



記念講演会
評論家・時事通信社解説委員 田崎史郎 氏

5月28日北区役所講堂において公益社団法人として最初の総会／総会記念講演会を開催しました。総会に於いて野田会長が退任され顧問に就任、後任は徳永和人副会長が新たに会長に選任されました。会員のみなさまの一層のご参加とご支援をお願い申し上げます。

表彰者の方々

(敬称略)



(有)ヘアスタジオマリモ



(株)伊藤壽産業



(株)ナカシロ



(資)ハートエージェンシー



大同生命保険(株) 谷田久典



(株)カネイチ



金城支部 草川工業(株)



大森支部 理科研(株)



瀬古支部 長谷川雅樹

CONTENTS

名古屋北法人会だより No.127

新任のあいさつ 徳永和人	1
退任のあいさつ 野田純一	
第38回通常総会	2
平成24年度表彰者	
名古屋北税務署	3
着任のごあいさつ 鶴岡一美	
新陣容	
税務相談窓口	5
愛知県広報	7
名古屋市広報	9
税理士会	11
支部報告	13
青年部会	14
女性部会	15
会員ページ	17
「北恵那鉄道の思い出」 瀬古支部／(株)東陽機械製作所 小縣明徳	
新会員紹介	19
法人会事業	20

今回の表紙



茶運び人形

北陵支部に属する有限会社玉屋さんで撮影しました。

こちらは九代 玉屋庄兵衛氏の日本で唯一代々続くからくり人形の工房になります。九代目玉屋庄兵衛氏は、初代（1733年）から続く伝統を受け継ぎ、現在では海外を含め広くからくり人形の技術、文化の継承発展に活躍されています。

[からくり人形が見れる主な所]
・からくり展示館（犬山市文化資料館別館）
・信長人形（大須 萬松寺）
・三英傑からくり（若宮大通り公園）

など

新任のあいさつ

(公社)名古屋北法人会 新会長 徳永和人



さる5月28日の通常総会後の理事会におきまして公益社団法人名古屋北法人会の代表理事長に選任されました株式会社ナカシロの徳永和人でございます。

平成13年度より副会長を拝命しておりましたが、この度、会長を勤めよとのことでございまして、就任を承諾致しました次第であります。大勢の先輩がお見えになるなか、私の様な未熟者が皆様方のご推薦によって、会長を勤めることになりました。今後とも、関係官庁、関係団体の皆様、全ての会員の皆様方のご支援、ご協力を賜りまして、新しく選任されました役員の方々とともに、法人会を取り巻く厳しい環境を突破し、明るく展望のひらける法人会活動、事業活動を進めてまいる所存であります。

ここで一言お礼を申しあげます。この度の総会をもって、退任されました野田会長におかれましては11年間、当会の先頭に立ってお導きをいただきました。また秋田副会長、堀田専務理事をはじめこの度役員を退任されました方々におかれましては、永年にわたり会運営にご尽力いただきました。

そのご労苦に対し全会員を代表し心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、名古屋北法人会は本年4月1日から公益社団法人として新たにスタートしておりますが、①税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした事業、②地域企業の健全な発展に資する経済や経営に関する事業、③地域社会の健全な発展に資する健康や芸術等に関する事業の3事業を毎年50%以上継続していくことが求められています。

法人会を取り巻く環境は、依然厳しい状況にありますが、名古屋北法人会は公益社団法人となった今を機に本会・支部・部会が一丸となった「全員参加で活動する法人会」を標榜していきたいと存じます。

終わりにあたり、会員ならびに関係各位の皆様方には会員増強にご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、今後益々のご隆盛とご繁栄をご祈念申し上げ新会長就任のあいさつといたします。

退任のあいさつ

(公社)名古屋北法人会 前会長 野田純一



さる5月28日の通常総会におきまして、会長職退任のお許しをいただきました株式会社三ツ知の野田純一でございます。

思い起こしますと、平成14年5月8日の理事会で判治前会長の後をうけ選任されましてから11年間会長職を勤めさせていただきました。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」の3本柱で活動する団体であると会長として機会あるごとに申し上げてまいりましたが、自らの会社もそのようでなければとプレッシャーの11年間でもありました。

この間、法人会活動を通じ多くの税関係や経営者のみなさまとの知己を得ましたことが望外の喜びがありました。

退任の年にあたり名古屋北法人会が公益社団法人の認定を受けるに至りましたことは関係者の皆様のご努力の賜物であり感謝申し上げる次第であります。

今後しばらくは、顧問の肩書をいただきましたので会員のみなさまとは引き続きお付き合いいただきますことをお願い申し上げ公益社団法人名古屋北法人会会長退任のあいさつといたします。

平成24年度表彰者

(敬称略・順不同)

特別表彰者

(株) 三ツ知	野田純一
ビクトリア珈琲(株)	秋田豊治
渡辺シール(株)	渡邊和雄
オギソ木材(株)	小木曾國雄
(有)キタノペトロケミカル	北野高繁
(株)武市ウインド名古屋	各務雅樹
専務理事	堀田佳秀

会員増強目標達成支部

清水支部 守山支部

支部運営功労社

支部	会社名
上飯田	(資)中京金属工業所
山田	中京金属(株)
大曾根	桶槽工業(株)
杉村	(有)米善商店
大杉	(資)水勇建具工芸
清水	(有)みの治商店
金城	三ツ輪タクシー(株)
西	太田(株)
若葉	(有)米徳
北陵	高千穂産業(株)
楠東	北愛知三菱自動車販売(株)
楠西	(株)伊藤壽産業
楠古	(株)村康商店
楠西	(有)福豊土地
楠西	藤田建設(株)
楠古	楠交通(株)
守山	(株)角千本店
守山	(有)タザイヤ
守山	(株)山田樹脂工業所
守山	サンポッカサービス(株)
小幡	(株)TAS建築設計事務所
大森	(有)ライフかねまつ
森向	ビクトリア珈琲(株)
みどり	(株)横井機械工作所
守山北	瀬戸信用金庫川村支店
	(株)ナカシロ

会員増強功労社

支部	会社名	勧奨数
4社以上		
守山北	(株)ナカシロ	7
守山	(株)シバタ紙器製作所	4
2社以上		
守山	(有)ヘアスタジオマリモ	3
守山北	瀬戸信用金庫川村支店	3
清水	ヒラテ産業(株)	2
北陵	(資)ハートエージェンシー	2

2社以上

守山	瀬戸信用金庫守山支店	2
小幡	(株)武市ウインド名古屋	2
	弥生投資顧問(株)	2

協力団体

会社名	氏名	勧奨数
5社以上		
大同生命保険(株)	谷田久典	7

事業参加良好社

支部 会社名

上飯田	まさき電設(株)
山田	中京金属(株)
大曾根	親和電機(株)
杉村	(株)中部精機製作所
大杉	たびぱーく(株)
清水	(株)名鉄AUT
金城	宗(株)
西	(有)彩光社
若葉	(株)ナゴヤ保缶化学工業
北陵	(株)甲英
楠東	(有)小林鉄筋
楠西	(株)中建
楠古	木村紙商事(株)
守山	(株)日新珐瑯製作所
小幡	(株)魚鉄
清水	川辺建設(株)
西	佐々木建設工業(株)
若葉	(有)神田鉄工所
北陵	(資)同和製作所
楠東	日本報知機(株)
楠西	ヒラテ産業(株)
楠古	草川工業(株)
守山	(有)米徳
西	(株)白木
若葉	(有)中日新聞志賀専売店
北陵	名急商事(株)
楠東	(株)三徳工業所
楠西	(株)オーテック
楠古	日比野建設(株)
守山	(株)正鵠堂
西	北愛知三菱自動車販売(株)
若葉	ムツミ工業(株)
北陵	名電通(株)
楠東	スズラン(株)
楠西	(有)佐久間土地
楠古	(有)田中製作所
守山	(株)ティーオーエム
西	長瀬電気工業(株)
若葉	(資)ハートエージェンシー

支部

会社名
(株) 村康化學
(株) 同山味
(株) 楠中井製本
(有) 桜サンライズ
楠東西
(株) 楠西オオタヂオ
瀬古東洋測量設計
守山長谷川産業
守山井
守山マルモ運輸
守山マイコ
守山ヘアスタジオマリモ
守山シバタ紙器製作所
守山芝テクノ
守山近田屋
守山八誠会守山荘病院
守山吉田
守山武市ウインド名古屋
守山ジェイ・ウェーブ
守山フジックス
守山大森三ツ知
守山森向ビクトリア珈琲
守山矢田川電鍍工業
守山山昇建設
守山みどりサガミチエーン
守山SUGIコーポレーション
守山南北ナカシロ
守山才ギソ木材
守山横山設備工業

大型保障制度推進目標達成支部

新規加入目標達成支部

西支部

新規加入成約支部
金城支部
西支部
若葉支部
楠東支部
楠西支部
瀬古支部
守山支部
小幡支部
森向支部

追加加入目標達成支部

楠西支部	大森支部	みどり支部
ビッグハート・ネットワーク推進功労者		
瀬古支部	長谷川雅樹	
金城支部	和田裕子	

着任のごあいさつ

名古屋北税務署長 鶴岡一美



初秋の候、公益社団法人名古屋北法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋北税務署長を拝命しました、鶴岡一美でございます。平成20年から3年間、筆頭副署長として勤務して以来、当署は2度目となります。前任の木下同様よろしくお願ひ申し上げます。

名古屋北法人会におかれましては、多くの認定手続を経て、本年4月から晴れて公益社団法人となられ、本会はもとより各支部、青年部会、女性部会それぞれにおいて、活発な活動を多岐に渡り繰り広げていただいております。

会員の皆様方には、日頃から各種活動を通じまして、税務行政に対する深いご理解と多大なるご支援並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。主な活動には、税金教室や簿記会計講座などの税知識普及を目的とした各種研修会や、地域企業の健全な発展を目的に、一般市民の方々でも参加可能な講演会等を開催されております。また、一昨年からは、児童に対する租税教育の一環として「絵はがきコンクール」にも取り組み、納税意識の高揚を図っていただいており、さらに区民まつりや「税を考える週間」における街頭宣伝などの地域に密着した行事にも数多くの方々にご参加いただいております。従前にも増して公益性の高い事業を、今後も継続若しくは新たに企画していただけると聞き及び大変心強く思っております。

これもひとえに、徳永会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の誠意とご努力の賜物と、心から敬意を表する次第であります。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済の国際化やICT化により、取引形態等もますます複雑化しており、訴訟型社会の到来などと相まって大変困難な局面にあります。また、少子高齢化社会が急速に進む中、わが国においても社会保障と税の一体改革が議論され、来年の4月には消費税率の引き上げ予定がいよいよ迫ってきております。

このような状況のもと、限られた人的・物的資源を最大限活用し、各種施策を実施してまいりますが、私共の力だけでは限界があり、法人会員皆様方の組織をあげてのご支援やご協力が今後ますます必要となってまいります。

その中でも、特にお願いしたいのがe-Taxの普及と定着ということになります。昨年財務省で策定されました国税庁における「業務プロセス改革計画」では、e-Taxの利用率向上に加え、「国民の利便性向上」や「行政運営の効率化」といった視点も取り入れたものとなっており、名古屋北法人会の皆様方には、その趣旨をよくご理解いただき、着実にその利用件数は伸びているところであります。引き続き、e-Taxを利用した各種手続の定着と更なる利用拡大に向けて、積極的なご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人名古屋北法人会の更なるご発展と、会員皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

新陣容

(7月10日付)

官 職	氏 名	前任部署
署 長	鶴岡一美	局課税二部 筆頭酒類業調整官
筆頭副署長 (総務・個人・資産担当)	鈴木公達	(留任)
副署長 (管運・徵収・法人担当)	都築 満	津 総合特官

特別国税調査官

筆頭特別国税調査官	加藤政弘	桑名 管運一統官
特別国税調査官	小松一浩	(留任)
特官付上席	服部憲司	(留任)
特官付上席	伊藤康至	(留任)

法人課税第一部門

統括官	近藤了三	(留任)
連調官	奥山裕文	伊勢 法人総括上席
上席	入谷英和	岡崎 法人上席
上席	森修	(留任)
上席	松岡茂宏	中津川 法人上席
上席	小倉正代	(留任)
上席	夏目久司	(留任)
調官	小島朋之	高山 法人調官

法人課税第二部門

統括官	白木宏幸	小牧 法人二統官
上席	中川貴史	岐北 法人上席
調官	亀井彩	名東 法人調官
事務官	照内智哉	尾鷲 法人
事務官	平田淳也	(留任)

法人課税第三部門

統括官	板東佳一	名西 法人五統官
上席	高橋芳明	豊橋 特官付上席
上席	橋本健	豊橋 総務長
事務官	藤原勇紀	名北 法人四
事務官	田中友里絵	(留任)
事務官	古賀大樹	名北 法人一

官 職	氏 名	前任部署
-----	-----	------

法人課税第四部門

統括官	池田常夫	(留任)
上席	村瀬英彦	浜東 法人上席
上席	中平英樹	桑名 法人上席
調官	安藤修治	中津川 法人上席
事務官	木村友亮	名北 法人三
事務官	櫛田晃太郎	(留任)

法人課税第五部門

統括官	小泉豊美	(留任)
上席	鷹田文雄	(留任)
調官	木村健司	磐田 法人調官
事務官	久保園真子	(留任)
事務官	村瀬貴洋	名北 管運二

そ の 他

総務課長	山本一朗	(留任)
課長補佐	加藤洋子	(留任)
管運第一統括官	伊藤勇次	(留任)
徵収統括官	沼田敬	岐南 徵収統官
個人第一統括官	栗木雅弘	岐南 個人一統官
資産統括官	水谷勝清	岐南 資産統官

主な転出者(新任部署等)

署長	木下博資	退職
副署長	吉田道夫	庁金沢派遣 監督評価官
筆頭特官(法人)	窪 郁英	退職
個人第一統括官	浅井栄人	庁名古屋派遣 監察官補
資産統括官	長屋克	岐北 審理専門官
法人第二統括官	安藤充	鈴鹿 法人一統官
法人第三統括官	畔柳勝浩	局調 調査八主査
法人連調官	竹内恵美	豊田 法人連調官

税務相談窓口

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成25年度税制改正では、「成長と富の創出」実現に向けた税制上の措置が講じられるとともに、「社会保障と税の一体改革」を着実に施すため、所得税、資産税についても所要の措置が講じられました。

法人会では、「平成25年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、以下のとおり実現（または一部実現）する運びとなりました。

法人課税

1. 交際費課税

法人会提言(交際費課税の見直し)	改 正 事 項
・損金不算入割合10%の撤廃	中小法人の交際費課税特例を拡充し、定額控除限度を600万円から800万円に引き上げるとともに、10%の損金不算入措置が廃止されました。

2. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

法人会提言(経済活性化と中小企業対策)	改 正 事 項
・企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかかせない。	(1) 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度が創設されました。 (2) 環境関連投資促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、即時償却の対象資産にコーチェネレーション設備が追加されました。 (3) 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等が追加されました。 (4) 労働分配(給与等支給)を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されます。 (5) 雇用促進税制を拡充し、税額控除額が増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引き上げられました。 (6) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度が創設されました。

資産課税

1. 贈与税

法人会提言(贈与税)	改 正 事 項
・贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき ・個人資産の世代間移転の促進 ・相続時精算課税制度の拡充	(1) 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されました。(「参考」参照) (2) 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に20歳以上である孫を加える拡充措置が講じられました。 (3) 子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円まで(学校等以外の者に支払われる金額については500万円を限度)を非課税とする措置が創設されました。

2. 事業承継税制

法人会提言(事業承継税制の拡充)	改 正 事 項
・相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実 ・親族外への事業承継に対する措置	(1) 経済産業大臣による事前確認制度が廃止されました。また、相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについて提出を要しないこととなりました。

- (2) 雇用確保要件について、「8割以上を毎年維持」から、5年間における常時従業員数の「平均が8割以上」に緩和されました。
- (3) 贈与時において贈与者が認定会社の「役員でないこと」とする要件について、贈与時において当該会社の「代表権を有していない」ことに改められました。また、役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなりました。
- (4) 一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められます。
- (5) 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式以外の財産の価額から控除されます。
- (6) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、年2.1%（現行）から年0.9%に引き下げられました。また、経済産業大臣の認定期間（5年間）の経過後に納税猶予税額を納付する場合については、当該期間中の利子税は免除されます。
- (7) 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、当該再計算後の納税猶予額について納税猶予を継続する特例が創設されました。
- (8) 後継者は先代経営者の親族であることとする要件が撤廃されました。

個人所得課税

1.金融税制

法人会提言(金融所得一体課税)	改正事項
・幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充	金融所得課税の一体化が拡充（公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等）されました。

復興支援のため税制上の措置

法人会提言(震災復興)	改正事項
・原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じる。	(1) 避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人にも同様の措置が適用されました。 (2) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等が1年延長されました。 (3) 高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除が創設されました。 (4) 東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600万円（現行360万円）に引上げられました。

【参考】贈与税の税率構造見直しについて

〈20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合〉

〈左記以外の場合〉

現 行		改 正 後		現 行		改 正 後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円	〃	15%	400万円	〃	15%	300万円	〃
400万円	〃	20%	600万円	〃	20%	400万円	〃
600万円	〃	30%	1,000万円	〃	30%	600万円	〃
1,000万円	〃	40%	1,500万円	〃	40%	1,000万円	〃
—		3,000万円	〃	45%	—	1,500万円	〃
1,000万円超の金額	50%	4,500万円	〃	50%	1,000万円超の金額	50%	50%
—		4,500万円超の金額	55%	—	3,000万円超の金額	55%	55%

愛知県税だより

『あいち森と緑づくり税』について

森と緑は、環境保全や災害防止等多様な公益的機能を有していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う、公益的機能の低下が危惧されています。

愛知県では、森と緑を「県民共有の財産」と明確に位置付け、「森林」、「里山林」、「都市の緑」をバランスよく整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に要する財源を確保するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入しました。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

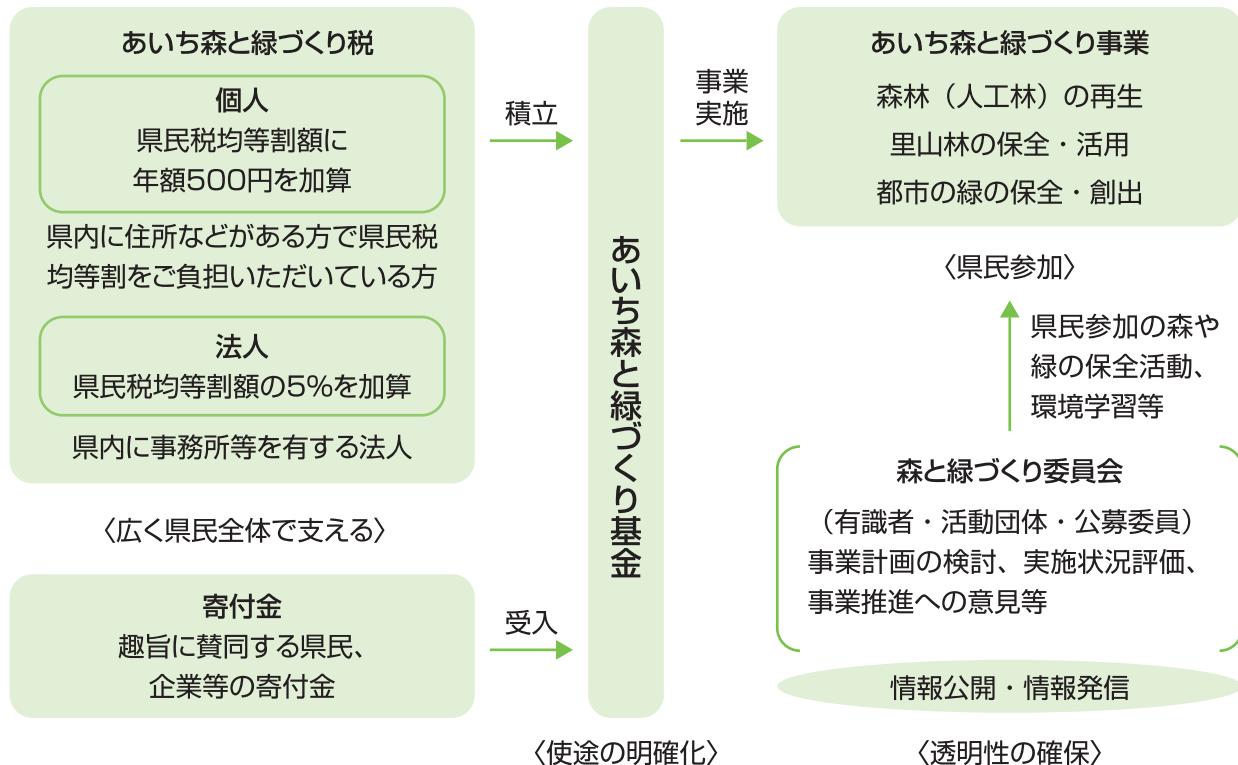
【あいち森と緑づくり事業計画の概要】

あいち森と緑づくり事業は、手入れの行き届かない人工林の間伐、放置された里山林の整備・保全及び都市部における貴重な緑地の保全・創出に加え、県民参加による森や緑の保全活動や環境学習などを推進しており、平成21年度から30年度までの10年間の計画で、総額220億円の事業費を見込んでおります。

総事業費 220億円(10年間)

分 野 (事業費)	事 業 名	事業概要
森林整備 (110億円)	人 工 林 整 備 事 業	奥地、公道・河川沿い等の森林の間伐
	森林整備技術者養成事業	技術者養成のための技能講習、実地研修等
里山林整備 (30億円)	里 山 林 再 生 整 備 事 業	里山林再生のための除間伐と簡易土留柵等
	身 近 な 里 山 林 整 備 事 業	地域住民、団体等による保全活用を前提としたモデル的整備、市町村有林化 放置された里山林の整備
都市緑化 (60億円)	都 市 緑 化 推 進 事 業	市街化区域等の民有樹林地の市町村有地化及び緑地整備
		民有地の敷地及び屋上、壁面等の緑化
		公共施設の沿道等の街路樹の植替え等
		県民参加の都市緑化活動
環境学習の推進等 (20億円)	環 境 活 動 ・ 学 習 推 進 事 業	多様な主体による環境保全活動・環境学習活動
	木 の 香 る 学 校 づ く り 推 進 事 業	公立小中学校の学習机・椅子に愛知県産木材製品を導入

【あいち森と緑づくり事業のしくみ】



●愛知県の森と緑の状況

〈森と緑の持つ様々な公益的機能〉

環境保全	二酸化炭素の吸収や蒸発散作用などで地球環境を整える
災害防止	下草等が雨水の侵食を防ぎ、木の根が土砂崩壊を防ぐ。また、都市では火災による延焼を防ぐ。
水源かん養	土壌が雨水を蓄え、洪水、渴水を緩和。また土壌を通り抜けた水を浄化する
快適環境形成	ヒートアイランド現象の緩和、防風、防音。
生物多様性保全	様々な野生動物や植物の生息、生育地となる。
保健・レクリエーション	人々に安らぎや豊かさを与え、健康増進や行楽の場を提供。
文化	森や緑が行楽や芸術の対象となり、都市の景観に潤いをもたらす。

森や緑は様々な公益的機能を発揮して、私たちの暮らしを支えていますが、現在では、手入れ不足等によって公益的機能が低下してしまうことが心配されています。

県土の43%を占める森林は、6割がスギ、ヒノキ等の人工林ですが、木材価格の大幅な下落等により、採算の合わない森林では、所有者の努力だけでは間伐等の手入れが進まない傾向があります。

また、都市近郊の里山林は、利用されずに放置されている所が目立つようになっています。

都市の緑については、公園や街路樹などの公共施設における緑の量は増えていますが、市街地の多くを占める民有地の緑が減少しています。



間伐が必要な人工林



放置された里山林

☆「愛知の森と緑づくり事業」については、愛知県ホームページ<http://www.pref.aichi.jp/>をご覧ください。

○お問合せ先　名古屋北部県税事務所　課税第一課　県民税・事業税第一グループ
電話 052-531-6304

名古屋市税だより

栄市税事務所からのお知らせ

[栄市税事務所へお越しになる方へ]

栄市税事務所は、NHK名古屋放送センタービル8階にあります。

この階にお越しいただくには、「6—13」と表示されたエレベーターをご利用ください。

また、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※地下鉄栄駅4A番出口から400メートルです。

お体の不自由なたには駐車場をご案内いたします。

なお、栄市税事務所のあるNHK名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はありませんので、ご注意ください。

○お問合せ先 栄市税事務所管理課

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 959-3300 FAX 959-3317

[事業所税のあらまし]

事業所税は、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。事業所税のあらましを紹介します。

1 納税義務者（事業所税を納めていただかれた）

納税義務者は、市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など(以下「事業所等」といいます。)を設けて事業を行っているかたです。

事業所税は、資産割と従業者割からなっています。「資産割」は事業所等の床面積に応じて負担いただくもので、「従業者割」は事業所等の従業者に対して支払われる給与の総額に応じて負担していただきます。

2 免税点

課税標準の算定期間の末日（法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日）現在において、以下の場合には、資産割または従業者割は課税されません。

(1) 資産割：市内の各事業所等の床面積（借り受けている場合も含みます。）の合計が1,000m²以下

(2) 従業者割：市内の各事業所等の従業者数（役員を含みます。）の合計が100人以下

なお、事業を行っているかたおよび特殊関係者（子会社や親会社が同一である他の子会社で一定のかたなど。）の事業が同一家屋内で行われている場合、その同一家屋内で行われているかたの事業は、共同事業とみなされます。共同事業とみなされた場合、上記の床面積または従業者数の判定は、共同事業者とみなされたかた全員の床面積または従業者数を合算して行います。

3 課税標準と税率

(1) 資産割：事業所床面積 (m²) ×600円 (税率)

(2) 従業者割：従業者給与総額 (円) ×0.25% (税率)

4 申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

(1) 法人の場合：事業年度終了後 2か月以内

(2) 個人の場合：翌年 3月15日

(注) 事業所床面積が800m²以上1,000m²以下または従業者数が80人以上100人以下のかたは、課税にはなりませんが申告書のみ提出していただきます。

5 事業所用家屋の貸付け申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋（事業所等の用に供している家屋）を貸し付けているかたは、新たに

貸し付けた場合または貸し付け状況に異動を生じた場合、新たに貸し付けた日または異動を生じた日から30日以内に、その状況を申告してください。

なお、貸主のかたは、その貸し付け部分については納税義務者とはなりません。

6 参考資料

申告納付の際に参考としていただく申告納付の手引きなどをご用意しており、名古屋市ホームページ (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

7 申告先及びお問い合わせ先

栄市税事務所市民税課事業所税係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 959-3306 FAX 959-3318

[納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください]

1 ご利用いただける市税

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

2 お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。

3 取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。

※一部、愛知県内の店舗に限って取扱いが可能な金融機関がありますので、ご注意ください。

4 口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

5 振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

6 振替日

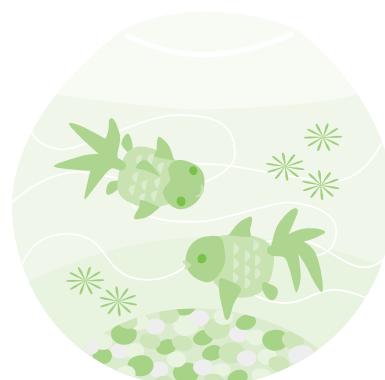
各納期の最終日、前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

7 問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号

電話 957-6931 FAX 957-6934



消費税の税率改正に向けた事前準備

名古屋税理士会名古屋北支部 木村浩一郎

【消費税の税率改正のスケジュール】

改正消費税法が平成24年8月22日に公布され、現行の5%（消費税4%、地方消費税1%）の税率が平成26年4月1日から8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に、平成27年10月1日から10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）に段階的に引き上げられる予定となっています。予定と表現しているのは、最終的な消費税率の引き上げにあたっては経済条件の好転が必要という停止条件が付されているからです。

施行日（適用開始日）	消費税率	地方消費税率	合 計
平成26年 4月1日	6.3%	1.7%	8%
平成27年10月1日	7.8%	2.2%	10%

【税率改正に向けた事前準備の重要性】

消費税は平成元年4月1日に導入され、平成9年4月1日に税率が3%（消費税3%）から5%（消費税4%、地方消費税1%）へ引き上げられました。今回税率の引き上げが最終決定されれば、消費税導入以来2度目の税率改正となり、実に17年ぶりの税率改正となります。今回はじめて税率改正を経験する実務担当者も少なくないと思われますし、前回の税率改正を経験済みの実務担当者でも当時の経験をはっきり覚えている方はそれ程多くはないと思われます。

また、消費税の税率改正は、企業の販売業務を見るだけでも、価格表示、見積、契約、受注、納品、請求などその影響は広範囲に及びます。さらに、平成25年秋頃に税率改正の最終決定がなされる予定ですから、税率改正の最終決定から実際に引き上げられる施行日までの期間が非常に短いことも想定されます。

このような条件下で、速やかに各種システムの更新を実施し、大きなトラブルなく税率改正を迎えるためには以下のようないくつかの確認事項があります。「税率改正による影響事項の確認」や「経過措置の確認」といった事前準備を早めに進めることが重要と考えられます。

【税率改正による影響事項の確認】

①業務プロセスの確認

販売管理、購買管理、財務管理などが税率改正にスムーズに対応できるかどうかの確認を行うため、販売業務、購買業務、債権回収業務などの業務プロセスについて税率改正が及ぼす影響を洗い出す必要があります。消費税の申告書を作成するための会計システムの更新、運用方法の確認も当然に必要となります。

②価格転嫁の問題などの検討

税率の引き上げ分を取引先に転嫁できるかどうかといった問題の検討は特に中小零細企業にとって最大の関心事であると思われます。駆け込み需要後の需要の落ち込み対策などの検討も必要になると思われます。

【経過措置の確認】

消費税率は施行日（適用開始日）の前後で切り替わることが原則となります。しかし、原則的方法の適用が実務上困難と考えられる取引も存在するため、それらの取引については経過措置が設けられています。

主な経過措置とその内容を以下に紹介しますが、これらの経過措置は、契約種類別に規定されているため、各経過措置の重要性は各企業の業種によって大きく異なります。実際の事前準備にあたっては、自社の業種に関係する（重要性の高い）経過措置についてさらに詳しく確認していただきたいと思います。

①旅客運賃等

施行日前に料金を領収し、施行日以後に乗車等されるものには旧税率を適用する。

②電気料金等

施行日前から継続して供給し、施行日以後1ヶ月以内に料金が確定するものについては旧税率を適用する。

③請負工事等

指定日（施行日の6ヶ月前の日。以下同じ。）の前日までに請負工事等の契約を締結し、施行日以後に引渡したものについては旧税率を適用する。

④資産の貸付け

指定日の前日までに契約締結、施行日前から引き続き資産の貸付けを行うもので、一定の要件を満たすものについては旧税率を適用する。

⑤指定役務の提供（冠婚葬祭の互助会など）

指定日の前日までに契約締結、施行日以後に役務提供を行うもので、一定の要件を満たすものについては旧税率を適用する。

⑥長期割賦販売等

施行日前に行った長期割賦販売等で、延払基準の適用を受ける場合には、施行日以後に支払期日が到来するものについても旧税率を適用する。

⑦仕入れに係る対価の返還等

施行日前に商品を仕入、施行日以後に返品した場合は旧税率を適用する。

⑧売上げに係る対価の返還等

施行日前に商品を販売、施行日以後に返品を受けた場合は旧税率を適用する。

⑨貸倒れに係る税額控除等

施行日前の売掛債権について、施行日以後に領収できなくなった場合は旧税率を適用する。

⑩上記以外の経過措置

- ・長期大規模工事の扱い
- ・書籍等の予約販売
- ・定期刊行される新聞等
- ・通信販売
- ・有料老人ホームの入居一時金の扱い
- ・国、地方公共団体等に関する特例 など

【最後に】

今回の消費税の税率改正は2段階にわたるため、対応作業も2度必要となり、実務上も大きな影響が予想されます。まずは1段階目の税率改正に向けた事前準備を早めに行い、来るべき2段階目の税率改正への対応にスムーズに移行していただければと思います。

支部報告

活動レポート

総 会

- | | | | |
|-------|------------------|-------|-------------|
| 4. 2 | 杉村・大杉・清水支部合同総会 | 4. 12 | 楠東・楠西支部合同総会 |
| 4. 8 | 上飯田・山田・大曾根支部合同総会 | 4. 17 | 北陵支部総会 |
| 4. 9 | 金城・西支部合同総会 | 4. 18 | 守山7支部合同総会 |
| 4. 10 | 若葉支部総会 | | |

研 修 会

4. 10 若葉支部ビデオ研修会
「瀬戸内寂聴の人生相談（死を前にした時）」

講 演 会

4. 2 杉村・大杉・清水支部合同総会記念講演会
演題 「講談を楽しむ！」
講師 女流講談師 古池鱗林 氏



4. 17 北陵支部記念講演会
演題 「働く人の心と身体の健康」
講師 (一財)愛知健康増進財団
保険師 正村伸江 氏



4. 18 守山7支部合同総会記念講演会 守山スポーツセンター
演題 「笑いは元気のもと」
講師 女性漫談師 さやか 結 氏



役 員 会

- | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 4. 2 | 杉村支部 | 4. 8 | 大曾根支部 | 4. 12 | 楠西支部 |
| 4. 2 | 大杉支部 | 4. 9 | 金城支部 | 6. 19 | 楠東支部 |
| 4. 2 | 清水支部 | 4. 9 | 西支部 | 6. 19 | 楠西支部 |
| 4. 8 | 上飯田支部 | 4. 10 | 若葉支部 | 6. 27 | 西支部 |
| 4. 8 | 山田支部 | 4. 12 | 楠東支部 | 7. 3 | 杉村・大杉・清水支部代表役員会 |

青年部会

活動レポート

総 会

6. 11 青年部会第34回定時総会 KKRホテル名古屋



◇ 総会に於いて部会長に市川氏が再任され新役員が承認されました。今後とも皆様のご協力をお願い致します。

懇親会では今回卒業される(株)白川殿 北田様からご挨拶があり、新入会されたサンポッカサービス(株)様と(有)プラグイン様の紹介がありました。

7. 23 愛知県法人会青年部会連絡協議会親睦ゴルフコンペ 中京カントリークラブ

そ の 他

4. 24 第8回青年部会情報交換会 守山甲羅本店

5. 16 第9回青年部会情報交換会 一里

6. 19 第10回青年部会情報交換会 浜木綿黒川店

7. 8 第11回青年部会情報交換会 ポワットプランシュ

役 員 会

5. 20

6. 10

女性部会

活動レポート

総 会

6. 6 女性部会第35回定時総会 魚鉄



◇ 名古屋北税務署長・副署長・法人第一統括官、名古屋北法人会副会長をお迎えして定時総会を行いました。役員改選で属部会長が再任され新役員が決まりました。今後ともご協力をお願いします。

総会記念講演会

演題 「アナウンサー四方山話」
講師 東海テレビ放送アナウンサー
たか い はじめ
高井 一 氏



◇ はじめの一歩でお馴染みのアナウンサー高井氏から収録中での思わぬ出来事や言語の使い方、本来の意味とは違う使われ方をしている言語を楽しく学びました。

役員会

5. 10
5. 14 (会計監査)

5. 16 (事業委員会)
6. 6

7. 8

絵はがきコンクールのお知らせ

女性部会では小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を毎年12月20日締切りで行っています。法人会員の皆様、従業員の方、ご近所、知人のお子様、お孫様で小学生の方がいらっしゃいましたら是非応募して下さい。

最優秀作品には賞状、記念品を贈呈します。詳細・応募用紙は事務局までお問合せ下さい。

(公社)名古屋北法人会事務局 ☎915-3886

名古屋北法人会女性部会

第8回 法人会全国女性フォーラム 愛知大会

日時／平成25年4月11日（木）

会場／ウエスティン名古屋キャッスル



去る4月11日、ウエスティン名古屋キャッスルホテルにて、第8回全国女性フォーラム愛知大会が盛大に開催されました。

当日は全国の法人会女性部会の代表の皆さん約1600名をお迎えし、また国税庁をはじめ多数のご来賓の皆様のご臨席を賜りました。また運営スタッフとして名古屋北法人会女性部会の役員、そして青年部会の方にもお手伝いいただきました。

今回のフォーラムのキャッチフレーズ「信長・秀吉・家康が先輩だ!未来へつなぐ力ひとつに、心一つに」は、愛知県下の会員皆様が、会の交流と絆を深めるために、大きなネットワークでつながっていることを全国の皆さんにお知らせするとともに、愛知の心をこめたおもてなしをお約束するものでもありました。

大会は3部構成になっており、1部はマナースクール校長の平林都先生の記念講演、2部はご来賓をお迎えしての式典で、属会長が愛知県を代表して歓迎の挨拶をされ、3部は参加者による懇親会で、おもてなし武将隊のステージもあり、和気あいあいと会を終えました。

同時開催された物産店では、県下の名産品店が47件軒を連ね、サブステージではフラダンスや鳴子踊りのステージがあり、名古屋のゆるキャラ『はちまるくん』も大活躍。主催者も、参加者も、たくさん思い出を持ち帰ることができました。

なお、大会当日のDVDが事務局にありますので、ご覧になりたい方はお気軽にお申し出ください。



北恵那鉄道の思い出

瀬古支部／株東陽機械製作所 小縣明徳

今年で63歳になる私は、岐阜県恵那郡福岡町（現、中津川市）で生まれ育ちました。高校を卒業するまでの18年間、北恵那鉄道は私にとって欠くことが出来ない交通手段でした。そんな北恵那鉄道にまつわる思い出を振り返ってみました。

先ず私が聞き及んでいる「北恵那鉄道」の歴史について少し触れてみます。この鉄道のことをご存じの方もいらっしゃると思いますが、残念ながら1978年（昭和53年）9月18日、54年間の歴史に幕を閉じました。その時の「さよならセレモニー」には大勢の鉄道マニアが駆けつけたと聞いています。

この鉄道が開通したのは1924年（大正13年）8月5日、付知川に沿って中津町一下付知間の22.1kmを繋いでいました。

そもそも、この鉄道が敷かれた理由は、木曽川に「大井ダム」が建設されることに関係していました。木曽川の支流に付知川がありますが、この川には木曽で伐採された神宮用の材木を筏に組んで、付知川から木曽川河口へと運ぶ役目があったのです。

ところが大井ダムが建設されることで、筏での運搬が出来なくなるため、それに代わる手段として北恵那鉄道が敷設されたのです。ときの社長は、後に電力王と称された「福澤桃介」です。

次に、北恵那鉄道に係わる私の想い出を三つご紹介したいと思います。

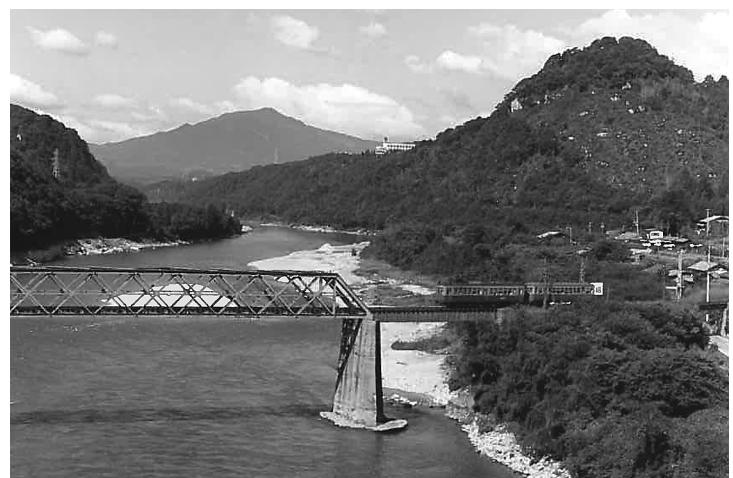
先ず最初は、幼稚園への通園です。私の実家は当時の駅名で云うと「美濃下野」です。下野エリアには幼稚園が無かったため、小学校に上がる前2年間は隣り村の「田瀬」にある幼稚園に通うため、一区間ですが北恵那電車に乗って通園しました。おそらく駅までは祖父母か母親が送ってくれ、田瀬駅では先生が送り迎えてくれたのでしょうね。

「美濃下野」の駅を電車が警笛を鳴らし離れる時は、もの凄く心細くなったことを覚えています。

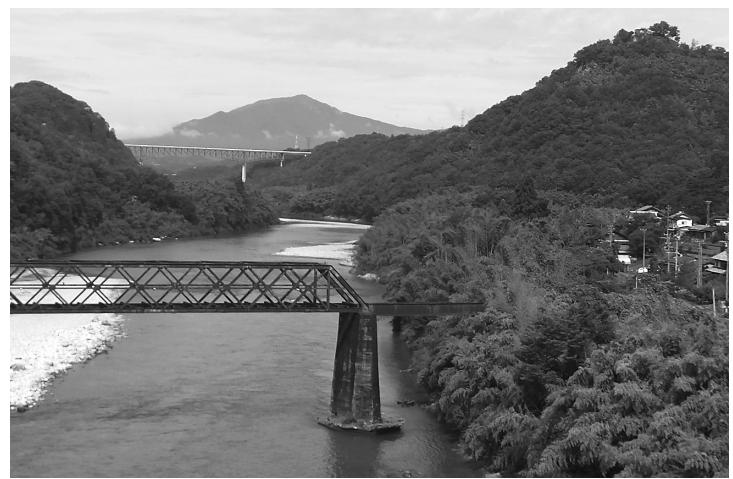
そうそう、私が成人した後に親からこんな話を聞いたことがあります。祖父が私を駅に迎えに行ったついでに、万屋で「酒粕」を買ったことがあったそうです。帰路の途中、私はそれを食べさせると泣きわめき、道に座り込んでしまったそうです。祖父はやむを得ず、神社の境内に連れて行き、酒粕を食べさせて黙らせたと云う話です。その頃から酒の味を知っていたのかと、自分自身妙に納得したものです。

二つ目は、東海地方の今年の大きなイベント、伊勢神宮の「遷宮」にまつわる話です。

遷宮に使われる材木の一部は、付知の山奥にある山林（確か、「御陵の山」と云っていたと記憶しています）か



廃線前の「木曽川橋梁」



今も残る「木曽川橋梁」（平成25年7月14日 小生撮影）

ら切り出されたと聞いています。

私が小学生の時だと思いますが、この材木が北恵那鉄道で運び出される時がありました。古いアルバムの中に、貨車に積まれた「御神木」が美濃下野駅の近くに架かる鉄橋を渡っている写真が見つかりましたので掲載させて頂きます。父親が北恵那鉄道に勤務していた関係もあってこんな写真が残っていたのでしょう。

今年は20年振りの遷宮ですが、あの時の「御神木」は、いつ何処に使われたのだろうかと、写真を見ながら昔に想いを馳せてしまいました。

最後になりますが、私が高校生になってからの話です。幼稚園への通園から9年後、中津川にある高校に通うため、またしても3年間北恵那鉄道で通学することになりました。

私は、公式野球部に所属していました。硬式野球を経験された方はおわかりになると思いますが、当時（昭和41年頃）練習に使用するボールは縫い直して使うのが当たり前でした。糸が切れたり綻んだボールは下級生が家に持ち帰り、新しい糸で縫い直して使うのです。

ボールを縫うには畳を縫う糸を使いますが、そのまま縫える物ではなく、先ず糸に撲りを掛けそれを布でしごき、撲りが戻らないようにして縫うのです。

ボールを縫うのは毎日のことで、家路につくのはかなり遅い時間になります。そこで家に帰ってする作業を少しでも減らそうと、前述の糸の撲り掛けを帰りの電車の中でやってしまうのです。手摺りやドアの取っ手などところ構わず結びつけ、撲り掛けが終わると鉄でヅンと切って切れ端は電車に残したまま・・・当然車掌さんに怒られますよね。

これも今から思うと懐かしい想い出での一つです。

最近でも、時々田舎に足を運びますが、線路も無くなった北恵那鉄道の跡地周辺を通る度に昔の記憶が蘇ります。



遷宮用に積み出される材木

新会員紹介

平成25年4月1日～7月31日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨者
山 田	(株)シイーエスピー 北区山田2丁目11-62	山内 敦 981-2130	建築設計・監理・設計コンサルティング	(株)ナカシロ(守山北)
杉 村	中部池上通商(株) 北区芳野3丁目12-8	廣部 諭 979-5811	電子・制御部品、卸売売業	ナゴヤ保缶化学工業社(株)/ 東法人会(転入)
北 陵	(有)アイケイ 北区黒川本通2丁目3	飯田 一 916-3481	損害保険代理業	
楠 東	(有)小田工業 北区如意4丁目96	小田 明義 903-0091	建設業	
〃	(株)ライフデザイン建設 北区楠味醸4丁目1601 南山第3スカイハイツ501	堀田 政志 718-5774	建設業	
楠 西	(株)ミノショウ 北区五反田町223	安藤 嘉康 903-1515	金属表面処理資材販売	矢田川電鍍工業(株)(森向)
瀬 古	(株)優心 守山区幸心1丁目923	緒方 実 778-8112	土木建築	(株)ナカシロ(守山北)
〃	(株)エムズ 守山区幸心3丁目1512 セザール新守山304号	松下 佳史 792-9909	業務請負	(株)ナカシロ(守山北)
守山北	(株)岩手屋 守山区川北町78	高橋 恵子 794-1517	食料品卸売業	(株)ナカシロ
〃	(株)SフロントTomu 守山区川宮町286	佐伯 修 758-4066	建築業	

国税局長・税務署長から感謝状贈呈

今回の総会で退任された次の皆さんに長年に亘り、法人会活動を通じ申告納税制度の普及に多大な貢献があったとして、名古屋国税局長、名古屋北税務署長から感謝状が贈呈されました。



野田純一氏



秋田豊治氏



渡邊和雄氏



小木曾國雄氏



各務雅樹氏

法人会事業

北法人会の活動

平成25年4月1日～7月31日

総 会

5. 28 名古屋北法人会第38回通常総会
総会記念講演会
演題 「日本の政治は良くなるか～安倍政権のゆくえ」
講師 評論家・時事通信社解説委員 田崎史郎 氏

治は良くなるか～安倍政権のゆくえ～
時事通信社 解説委員 田崎史郎 氏



簿記会計講座

7. 10 簿記会計講座第 1 回
7. 17 簿記会計講座第 2 回
7. 24 簿記会計講座第 3 回

講師 税理士 浅野高嗣 氏



そ の 他

5. 14 決算期別説明会
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿
7. 26 決算期別説明会
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



役 員 会

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| 5. 8 決算運営会議 | 5. 28 臨時理事会 | 6. 18 広報委員会 |
| 5. 8 決算理事会 | 5. 28 新旧理事懇談会 | 7. 5 運営会議 |

市内合同講演会のお知らせ

「中国の経済・政治情勢と 日中関係の行方」

せき へい
評論家 石 平 氏



日時／平成25年10月2日（水）
13:30～15:00

場所／日本特殊陶業市民会館

* 講演会は一般の方も聴講できます。名古屋北法人会事務局へお問い合わせ下さい。

法人会からの人間ドックのお知らせ

平成26年4月1日より、人間ドック補助額が下記のとおり変更となります。（お問合せは北法人会へ）

現在
(平成25年度まで)

1人あたり
6,000円

変更後は…

平成26年4月1日
(平成26年度)から

1人あたり
4,000円

となります



さらに

愛知県中小企業共済 にご加入されると

1人あたり
5,000円 補助

共済契約者

※補助金額の合計が
9,000円となります。
(平成26年4月1日～)

1社年間3名まで補助

名古屋北法人会だより No.127

平成25年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会
印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀南通2-4
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見や要望をお聞かせ願います。

TEL **915-3886** FAX **915-3850**

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





法人会のビジネスガード
Series
Business Guard

AIU 保険
Member of AIG

世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



Property Guard

法人会の地震対策プラン

企業財産保険+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

名古屋支店

〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15 ORE錦2丁目ビル11階
TEL.052-857-2020 FAX.052-857-2320
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

AIU 保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。

保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受けできない場合もございますのであらかじめご了承ください。

天然温泉
Rakunoyu
楽の湯
こまき



初冬 大増築リニューアルオープン！



- ①大規模 岩盤浴
 - ②塩サウナ
 - ③TV付リクライナー
- など様々な施設が新登場！

お問い合わせ (0568)-41-1010

HP <http://www.rakunoyu.com>

天然温泉こまき楽の湯 〒485-0033 小牧市郷中2丁目182-2

平成25年9月中旬～平成25年12月上旬までは増改築工事のため休業いたします。

姉妹店 も 大好評 営業中

天然温泉
Rakunoyu
楽の湯
みどり

(052)
878-1010

〒458-0801 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22



大庭園露天風呂
Rakunoyu
楽の湯
おかざき

(0564)
71-1010

〒444-0821 岡崎市庄司田1丁目14-14



MOJI PORT

眺望露天風呂
Rakunoyu
楽の湯
もじ

宿泊・温泉・食事・土産
総合お問い合わせ
(093) 382-3322
〒800-0063 北九州市門司区大里本町3丁目-13-26

